

こうせいろうどうだいじん さだ けいじ じこう
厚生労働大臣が定める掲示事項

ねん がつ にち げんざい
2025年4月1日 現在

とういん こうせいろうどう だいじん さだ きじゅん もと しんりょう おこな ほけん いりょう きかん
Ⅰ.当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

かんりしゃしめい
〔 管理者氏名 〕

いりょうきかんめい いりょうほうじん とくしゅうかい ちゃたんびょういん
医 療 機 関 名 ： 医療法人 徳洲会 北谷病院

かんりしゃ しめい いんちよう なかま なおたか
管 理 者 の 氏 名 ： 院長 仲間 直崇

しんりょうたんとういし なかま なおたか いは きよきよし いたに かつひこ はやかわ まさと たちばな じゅんこ たか ほうもん しんりょう
〔 診療担当医師 〕 仲間直崇、伊波潔、猪谷 克彦、早川 真人、立花 潤子(訪問診療)

しんりょうか ないか げか しょうにか せいけいげか ひにょうきか か
〔 診療科 〕 内科・外科・小児科・整形外科・泌尿器科・リハビリテーション科

しんりょう じかん げつ ようび か ようび すい ようび もくようび きん ようび とうようび ごぜん じ じ
〔 診療時間 〕 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日 午前 0 9 時～1 2 時

げつ ようび か ようび すい ようび もくようび きん ようび ごご じ じ
月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日 午後 1 4 時～1 7 時

きゅうしんび とうようび ごご こくみん しゅくじつ ねんまつねんし がつ にち がつ にち
〔 休診日 〕 土曜日の午後、国民の祝日、年末年始(1 2 月 3 1 日～1 月 3 日)

にゅういんきほんりょう かん じこう
Ⅱ.入院基本料に関する事項

りょうようびょうとうにゅういん きほんりょう たい いりょうくぶん わり いじょう
◆療養病棟入院基本料1 (2 0 対 1) 医療区分8割以上

とうびょうとう にち にん いじょう かんごしよくいん きんむ じかнтаい ごと はいち つぎ
当病棟では、1日に9人以上の看護職員が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

あさ じ ゆうがた じ かんごしよくいん ひとりあ う も すう にん いない
朝8時から夕方1 6時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。

ゆうがた じ しんや じ かんごしよくいん ひとりあ う も すう にん いない
夕方1 6時から深夜0時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5 4人以内です。

しんや じ あさ じ かんごしよくいん ひとりあ う も すう にん いない
深夜0時から朝8時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5 4人以内です。

とうびょうとう にち にん いじょう かんご ほじょしゃ きんむ じかнтаい ごと はいち つぎ
当病棟では、1日に9人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

あさ じ ゆうがた じ かんごほじょしゃ ひとりあ も すう にん いない
朝8時から夕方1 6時まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は8人以内です。

ゆうがた じ しんや じ かんごほじょしゃ ひとりあ う も すう にん いない
夕方1 6時から深夜0時まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は5 4人以内です。

しんや じ あさ じ かんご ほじょしゃ ひとり あ う も すう にん いない
深夜0時から朝8時まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は5 4人以内です。

こべつ しんりょうほうしゅう さんてい こうもく めいさいしょ はっこう
Ⅲ.「個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書」の発行について

とういん りょうしゅうしょ はっこう さい こべつ しんりょうほうしゅう さんてい こうもく わ めいさいしょ むりょう はっこう
当院では、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

なお めいさいしょ しょう やくざい めいしょう おこな けんさ めいしょう きさい てん りかい
尚、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解

いただ かぞく かた だいら かいけい おこな ばあい だいら かた はっこう ふく めいさいしょ はっこう きぼう
頂き、ご家族の方が代理で会計を行う場合も、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望

かた かいけい まどぐち むね もう で
されない方は、会計の窓口にてその旨をお申し出ください。

とういん かき きゅうしゅきうせいきよくちょう とどけで おこな
Ⅳ.当院は、下記について九州厚生局長に届出を行っています。

にゅういんじ しょくじりょうよう およ とくべつ かんり とどけで おこな かんりえいようし かんり しょくじ てきじ
1) 入院時食事療養(Ⅰ)及び特別管理の届出を行っており、管理栄養士によって、管理された食事を適時
ゆうしょく ごご じ いこう てきおん ほおんしょっきとう ていきよう
(夕食は午後6時以降)適温(保温食器等)で提供しています。

入院時食事療養とは

入院中の食事に関する費用については、食材料費相当を「負担額(1食単位、1日3回まで)」として負担。入院一日現在の年齢により、判定方法及び金額が異なりますので、70歳未満の方は【表1】、70歳以上の方は【表2】をご覧ください。尚、標準負担額は、高額療養費及び高額介護合算療養費の算定対象とはなりません。

【表1】 70歳未満の方の入院時食事療養標準負担額

区分		1食当たりの食費
住民税 課税世帯		510円
住民税非課税世帯に該当しない指定難病・小児慢性特定疾病の患者等（注1）		300円
住民税非課税世帯（注2）	入院日数が90日まで（注3）	240円
	入院日数が91日以降（注3、4）	190円

【表2】 70歳以上の方の入院時食事療養標準負担額

区分		1食当たりの食費
現役並み所得 ・ 一般		510円
低所得Ⅰ・低所得Ⅱに該当しない指定難病の患者等（注1）		300円
低所得Ⅱ（注2）	入院日数が90日まで（注3）	240円
	入院日数が91日以降（注3、4）	190円
低所得Ⅰ（注5）		110円

※ 注釈については下記の「入院時生活療養費とは」を参照してください。

入院時生活療養費とは

療養病床に入院する65歳以上の方は、介護保険との負担均衡を図るため、所得に応じて食事（食材料費＋調理コスト相当）と居住費（光熱水費相当）を標準負担額として負担します。入院月一日現在の年齢により、判定方法及び金額が異なりますので、65歳以上70歳未満の方は【表1】、70歳以上の方は【表2】をご覧ください。尚、標準負担額は、高額療養費及び高額介護合算療養費の算定対象とはなりません。

【表1】 65歳以上70歳未満の方の生活療養標準負担額（食費＋居住費）

区分		医療の必要性の低い方		医療の必要性の高い方		指定難病患者（注1）	
		食費（1食）	居住費（1日）	食費（1食）	居住費（1日）	食費（1食）	居住費（1日）
住民税課税世帯		510円	370円	510円	370円	300円	0円
住民税非課税世帯（注2）	入院日数が90日まで（注3）	240円		240円			
	入院日数が91日以降（注3、4）			190円			
境界層非該当者		110円	0円	110円	0円	110円	

【表2】 70歳以上の方の生活療養標準負担額（食費＋居住費）

区分		医療の必要性の低い方		医療の必要性の高い方		指定難病患者（注1）	
		食費（1食）	居住費（1日）	食費（1食）	居住費（1日）	食費（1食）	居住費（1日）
現役並み所得・一般		510円	370円	510円	370円	300円	0円
住民税非課税世帯（注2）	入院日数が90日まで（注3）	240円		240円		240円	
	入院日数が91日以降（注3、4）			190円		190円	
低所得者Ⅰ		140円		110円		0円	
境界層非該当者		110円		0円			

注1) 認定された疾病の治療に対する入院のみ対象となります。

注2) 世帯主及び国民健康保険加入者全員が住民税非課税である世帯に属する方の区分です。入院月が1月から7月の場合は前々年の収入から計算された住民税、8月から12月の場合は前年の収入から計算された住民税により区分判定が行われます。

尚、所得の確認が出来ない人が世帯にいる場合はこの区分なりません。

注3) 当該月を含めた過去12か月間で、70歳未満は「住民税非課税世帯」、70歳以上は「低所得Ⅱ」の判定を受けている期間の入院日数です。

注4) 転入などにより新たに被保険者になった方は、それまで加入していた医療保険加入期間も対象となります。

注5) 世帯主及び国民健康保険加入者全員が住民税非課税である世帯に属する方で、かつ、入院月が1月から7月までの場合は前々年の所得8月から12月の場合は、前年の所得がない（公的年金控除額を80万円として判定します。令和3年8月診療分以降について、給与所得を含む場合は給与所得の金額から10万円を控除して判定します。）世帯に属する方が対象の区分です。

2) 基本診療科の施設基準等に係る届出

●療養病棟入院基本料(Ⅰ)20対1	第94号	令和6年6月1日
●療養病棟療養環境加算1	第45号	平成28年5月1日
●入院時食事療養／生活療養(Ⅰ)	第258号	令和1年6月1日
●酸素の購入単価	第10175	令和7年4月1日
●運動器リハビリテーション料(Ⅱ)	第207号	令和1年7月1日
●検体検査管理加算(Ⅰ)	第91号	令和2年6月1日
●診療録管理体制加算3	第84号	令和2年6月1日
●データ提出加算2・4	第71号	令和3年1月1日
●脳血管疾患リハビリテーション料Ⅱ	第153号	令和4年4月1日
●廃用症候群リハビリテーション料Ⅱ	第153号	令和4年4月1日
●感染対策向上加算3	第6号	令和7年1月1日
●看護補助体制充実加算(療養病棟入院基本料の注12)	第94号	令和6年6月1日
●薬剤管理指導料	第145号	令和4年8月1日
●在宅療養支援病院(支援病院3)	第21号	令和4年8月1日
●在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料	第288号	令和4年8月1日
●機能強化加算	第181号	令和4年11月1日
●認知症ケア加算(加算3)	第62号	令和5年4月1日
●医療DX推進体制整備加算	第195号	令和7年4月1日
●外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	第32号	令和6年6月1日
●入院ベースアップ評価料23	第3号	令和7年1月1日

V.保険外併用療養費の「選定療養」について

当院では、保険外併用療養費制度の「選定療養」において差額ベッド代を徴収しておりません。
予約診察、時間外診察の特別料金は徴収しておりません。

VI.保険外負担に関して

- 1) 予防接種、文書料については別紙掲示をご覧ください。
- 2) 以下の項目について実費の負担をお願いしています。

●病衣貸与代(税込)	110円(1日につき)
●TV・扇風機等貸与代(税込)	110円(1日につき)
●理髪代(税込)	1,500円(1回につき)
●ベーター保湿ローション	1,100円(税込)

●紙パンツS～LL	55円～70円(税込)
●紙オムツS～L	60円～75円(税込)
●パッド	40円～50円(税込)

- 尚、衛生材料などの治療(看護)行為、及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収は法令に定められておりませんので、負担をお願いすることはありません。